

6の項中

市道東町通り線 米子市法勝寺町五番地地先から同市姚町二丁目一五番地地先までの間
市道東町通り線 米子市法勝寺町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間
市道立町三、四丁目通り線 米子市東町一〇五番地地先京橋から同市立町四丁目一九一番地地外までの間

市道米子福原線 米子市法勝寺町五番地地先までの間
市道東町通り線 長子東福原線 米子市東町一〇五番地地先までの間
市道内町通り線 市道灘二・五三線、市道立町三・四丁目通り線 米子市灘町一丁目二五番地地先京橋から同市立町四丁目一九一番地地先までの間

に改める。

8の項中

市道立町三、四丁目通り線 米子市法勝寺町四四番地地先までの間
市道立町三・四丁目五番地地先京橋から同市立町四丁目一九一番地地外までの間

市道米子福原線 米子市法勝寺町五番地地先までの間
市道東町通り線 長子東福原線 米子市東町一〇五番地地先までの間
市道内町通り線 市道灘二・五三線、市道立町三・四丁目通り線 米子市灘町一丁目二五番地地先京橋から同市立町四丁目一九一番地地先までの間

に改める。

9の項中

市道大山御机線 西伯郡大山町大字御机奥九二番地地先

市道大山御机線 西伯郡大山町大字御机奥九五番地地先

に改める。

正誤

頁段行誤正

一下終わりから三

大栄町役場

岩美町役場

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百六十九号（土地改良事業計画の設定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に、
当該翌日)
(當日が休日は、
當日と同日)

氏名住所登録の記号及び番号登録年月日
山本貞寿 日野郡日南町生山五
一八
鳥医一・二三〇 昭和四十一年十一月四日

鳥取県告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年十一月二十二日

に改める。

に改める。

- ◇告示 次
健康保険法による保険医の登録
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 種畜證明書の書換交付
- 土地の立入りの許可
- 道路の区画の決定
- 道路の供用の開始
- 鳥取県有料道路三朝高原道路の料金の徴収事務を行なう時間

鳥取県告示第六百三十七号

より、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

